

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

また、令和元年10月1日より10%に引き上げられ、令和元年・2年度は引き上げ導入当初の経過措置があったため、昨年度より増収を見込んでおますが、新型コロナウイルス感染症の影響による消費動向の縮小も見込まれることから、余市町の令和3年度一般会計予算における収入見込み及び社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入) 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)	248,000 千円
(歳出) 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費	2,912,624 千円

(社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳)

事業名	経費	一般財源		
		千円	地方消費税交付金(社会保障財源化分) 千円	
	千円	千円	千円	
社会福祉	障害者福祉事業	743,296	197,830	33,644
	高齢者福祉事業	161,282	121,490	20,661
	児童・母子福祉事業	698,579	179,884	30,591
	その他事業	34,442	30,135	5,125
	小計	1,637,599	529,339	90,021
社会保険	介護保険事業	381,917	344,221	58,539
	国民健康保険事業	195,219	90,225	15,344
	国民年金事業	120		
	小計	577,256	434,446	73,883
保健衛生	医療対策事業	558,538	425,893	72,429
	疾病予防対策事業	120,723	55,262	9,398
	健康増進対策事業	18,508	13,343	2,269
	小計	697,769	494,498	84,096
合計	2,912,624	1,458,283	248,000	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。